

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	太陽光を活用したクリーンエネ ルギー導入計画のための贈与に 関する日本国政府とブルンジ共 和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネ ルギー導入計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	540,000千円 H23. 1.31まで	H22. 1.18 ブルンジ プラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルン ジ大使 ブルンジ側 オーギウス ン・ンサンゼ外務・国際 協力大臣	H22. 2. 1 36号
ブルンジ	気候変動による自然災害対処能 力向上計画のための贈与に關す る日本国政府とブルンジ共和 政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 H23. 3.31まで	H22. 4.15 ブルンジ プラで (同日)	日本側 岡田誠司在ブルン ジ臨時代理大使 ブルンジ側 オーギウス ン・ンサンゼ外務・国際 協力大臣	H22. 5. 7 240号
ブルンジ	ブルンジ市内交通網整備計 画のための贈与に關する日本 国政府とブルンジ共和国政府との 間の交換公文	ブルンジ市内交通網整備計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	2,700,000千円 H27.12.31まで	H22. 6. 7 ブルンジ プラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルン ジ大使 ブルンジ側 オーギウス ン・ンサンゼ外務・国際 協力大臣	H22. 6.16 298号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。